

司会 定刻となりましたので、ただいまから第1回宮崎縣市町村合併推進審議会を開催いたします。

初めに、委嘱辞令の交付を行います。

委員の皆様を代表いたしまして、和田真由美様に安藤知事より委嘱辞令を交付いたします。和田様、前の方にお進みください。

(安藤知事から和田委員に委嘱辞令を交付)

司会 本来であれば、お一人お一人に対しまして委嘱状を交付すべきところですが、本日は限られた時間での会議でございます。和田様以外の方々への委嘱辞令はお席にお配りしておりますので、御了承いただきたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

これで委嘱辞令の交付を終わります。

次に、お手元に配付しております名簿に従い、私の方から委員の皆様を御紹介させていただきます。私がお名前をお呼びいたしましたら、その場でお立ちくださいますようお願いいたします。なお、役職につきましては、名簿に記載しておりますので省略させていただきます。

まず、津村重光委員でございます。

前田穰委員でございますが、本日は代理として綾町助役の横山文也様がお見えでございます。藤井八十夫委員でございます。

黒木正一委員でございます。

甲斐カズ子委員でございます。

川崎好委員でございます。

小林貞雄委員でございます。

平奈緒美委員でございます。

浜野崇好委員でございます。

守山良子委員でございます。

山口弘哲委員でございます。

横山勉委員でございます。

和田真由美委員でございます。

なお、今川晃委員は、所用により本日は御欠席でございます。

また、山崎きよ子委員は、後ほどお見えになる予定でございます。

以上、委員の皆様の紹介を終わります。

なお、本日は13名の委員の方に御出席をいただいておりますので、宮崎縣市町村合併推進審議会条例第5条第2項に基づく定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、第1回の審議会開催に当たり、安藤知事がごあいさつ申し上げます。

安藤知事 一言ごあいさつ申し上げます。

今日は、大変お忙しいところ御出会いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどは和田委員に代表して辞令交付させていただきましたが、本当はお一人お一人にお願いするのが至当でございますけれども、お許しいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い

い申し上げます。

皆様方、それぞれ重要なポストについていただきまして、日ごろから県政の推進に当たり御協力をしていただき、誠にありがとうございます。このたびは、市町村合併推進審議会を設置するに当たりまして委員に御就任いただきたいという御要請をいたしましたところ、それぞれ快く御承諾いただきまして、重ねて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

宮崎県におきましては、昭和48年4月以来、9市28町7村の44市町村できておるわけでございます。30年以上こういう状態でございますが、御承知のとおり、来年1月から19の市町村で合併が行われることになりまして、3月末では9市19町3村の31市町村になります。数からしますと13減るといってございまして、今回、合併を決定していただきました市町村につきましては、多くの関係者の努力や英断によって実を結んだわけでございます。また、様々な事情がございまして合併に至らなかった市町村におきましても、合併についていろいろ検討していただく中で住民の皆様方のまちづくりへの意識が高まったということで、一定の成果はあったのではないかと考えております。

今年4月には、旧合併特例法に代わりまして、「市町村の合併の特例等に関する法律」、いわゆる合併新法が施行されたところでございますが、新しい法律では、都道府県が合併推進の中核的な役割を担うということになっております。各県におきまして「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を作成するということになっております。合併を推進していくことにつきまして、そういったことが新たな法律の中で規定されておるところでございます。

本県におきましては、先ほど申し上げましたが、旧法のもとで合併議論がなされてきたところでございますけれども、地方分権の推進、あるいは少子高齢化の進行、そして国と地方の厳しい財政状況等を踏まえまると、住民の皆様方に最も身近な基礎自治体でございます市町村の行財政基盤の強化が引き続き強く求められているところでございます。そのためには、今後とも新しい法律の下で引き続き自主的な市町村の合併を推進していく必要があるものと考えております。そういうことから、本県におきまして合併構想について検討していただくわけでございますが、この審議会を設置いたしまして、皆様方の大所高所からの御意見を頂戴したいということでございます。

現在、三位一体の改革の議論が大詰めを迎えておりますけれども、地方の先行きは依然不透明な面がございます。市町村を取り巻く環境はまだまだ厳しいと思っておりますが、ここ5年でしょうか10年でしょうか、国と地方の位置づけがはっきりしてくるんじゃないか、あるいははっきりしないといけないんじゃないかという思いもございまして、そういう動きになることも期待しているところでございます。そういう中で、今後の市町村のあるべき姿とはどのようなものだろうか、あるいは合併することが望ましい市町村の最善の組み合わせはどのようなものだろうか、難しいこともございますが、そういったことを皆様方に御協議いただきたいということでございます。皆様方の豊富な御経験、あるいは高い御見識をもって十分な御意見がいただければと思っております。

市町村合併につきましては、中心部だけが栄えて周辺部が寂れるといった過去の事例に基づく否定的な意見を耳にすることがございますが、そうした過去の反省も踏まえながら、市町村と住民の方々が一緒になって、合併してどのようなまちづくりをしていくかということを中心に議論し、知恵を出し合っていくことで、合併を新しいまちづくりの機会とすることも可能で

はないかと考えているところでございます。私は、これから作成いたします合併構想をそれぞれの地域の将来の発展につながっていくようなものにしたいと存じますし、また、県民の皆さんがまちの将来に夢を抱けるような合併構想を作成してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、この構想作成の趣旨を十分御理解いただきまして、本県ならではの合併構想の作成に向けまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございます。よろしく申し上げます。

司会 申しわけございませんが、知事は公務のため、ここで退席させていただきます。

(知事退席)

司会 それでは、事務局側の紹介をさせていただきます。

まず、村社地域生活部長でございます。

黒木地域生活部地域政策担当次長でございます。

橋口市町村合併支援室長でございます。

江上市町村課長でございます。

横山部参事兼地域振興課長でございます。以上でございます。

それでは、ここで資料の御確認をお願いしたいと存じます。皆様方には事前にお送りをさせていただいたものでございますが、本日の会議次第、委員名簿、第1回宮崎県市町村合併推進審議会会議資料、同じく参考資料、それから別冊といたしまして、総務省作成のパンフレット「新しいまちの新しいチカラ市町村合併」というものがございます。そしてもう一つ、国土地理協会作成の「一目でわかる平成の大合併」という全国の地図をつけてございます。また、本日お配りしておりますのが、配席図と本日の出席者名簿となっております。不足している資料はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、次に参りたいと存じます。

次は、会長の選任であります。

今回は初めての審議会のため、会長の選任が必要でございます。宮崎県市町村合併推進審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員 事務局の方で腹案があれば、お願いします。

司会 ただいま事務局の腹案というようなお話がございましたが、皆様それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

司会 特段異論がございませんようですので、事務局案をお示し願いたいと思います。

橋口室長 私ども事務局案といたしましては、宮崎公立大学学長の浜野委員に会長をお願いできればというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

司会 ただいま会長に浜野委員をという事務局案が示されましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

司会 それでは、皆様の御賛同を得ましたので、浜野委員、よろしゅうございますでしょうか。

浜野委員 皆様の御賛同をいただきましたので、どれだけできるかわかりませんが、全力を尽くしてまいります。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、浜野会長、どうぞ会長席の方へお進みください。

(浜野会長 会長席に移動)

司会 早速ではございますが、浜野会長にごあいさつをお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま会長に選出していただきました浜野崇好でございます。

ただいま安藤知事からごあいさつがございましたように、この審議会は、宮崎県が作成します「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」というものにつきまして意見を述べる機関ということでございます。知事は、望ましい最善の組み合わせとか、新しいまちづくりの機会になるものとか、県民に夢を持ってもらえるような合併というようなことをお話しされましたけれども、実際に市町村合併をどのような枠組みにするのか、どういう市町村のあり方がいいのかということをお考えすると、これは大変大きな影響があり、私ども本当に重要な役割を担うことになるんだなということを改めて感じております。

各分野を代表される皆様方がおられますので、私は会長として一層の責任を感じながら、何とかこの審議会をまとめていくように努力いたしたいと思っております。皆様の御協力をいただきながら精一杯務めてまいりますということで、よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございました。

それでは、宮崎県市町村合併推進審議会条例第5条第1項の規定により、審議会の議事は会長が議長となって進めることになっておりますので、これからの進行は浜野会長をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、これから私の方で議事を進めさせていただきます。議事が円滑に進みますように御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、宮崎県市町村合併推進審議会条例第4条第3項の規定により、会長代理を私から指名させていただくということになっております。まことに僭越ではございますが、会長代理には小林委員をお願いしたいと思っておりますが、小林委員、お願いできますでしょうか。

小林委員 私にできるかどうかわかりませんが、精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長 ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、協議事項でございます。議題(1)審議会運営規程(案)等につきまして、説明をお願いいたします。

田代主幹 市町村合併支援室の田代でございます。

「宮崎県市町村合併推進審議会運営規程」につきまして御説明いたします。

会議資料の1ページをお開きください。資料1に案を示しております。この運営規程は、審議会の運営に当たりまして必要な事項を定めたものでございまして、県が定めました「附属機関等の会議の公開に関する指針」や県情報公開条例、他の審議会の例等を参考に作成したところであります。

運営規程の概要でございますが、大きくは3点ございます。第3条において、会議は原則として公開とする。第4条において、会議録を作成する。第5条において、会議録及び会議資料は公開とし、県のホームページ等に掲載することといたしております。なお、公開する会議録においては発言者の氏名は明らかにしないとしております。以上がこの運営規程の概要でございます。

続きまして、「宮崎県市町村合併推進審議会の傍聴に関する要領」につきまして御説明いたします。会議資料の5ページをお開きください。資料2に案を示しております。この傍聴要領は、審議会の傍聴に関し必要な事項を定めたものでありまして、県が定めました審議会の傍聴に関する要領に基づき作成したところであります。

傍聴要領の概要でございますが、大きくは3点ございます。第2条において、傍聴人は会長が決定する。第3条において、傍聴人の定員はおおむね10人程度とする。第5条において、傍聴を認めない例を示すなど、一連の傍聴に関する必要な事項を定めております。以上が傍聴に関する要領の概要でございます。

説明は以上で終わります。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました内容、一つは宮崎県市町村合併推進審議会の運営規程(案)であります。もう一つは、この審議会の傍聴に関する要領(案)でございますが、何か

御意見、御質問はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。それでは、議題（１）につきましては、ただいまの説明のとおりでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

続きまして、説明事項に移ります。まず、議題（２）旧法下での市町村合併の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

橋口室長 私の方からは、全国の市町村合併の状況と県内の市町村合併の状況について御説明をいたします。

会議資料は９ページ、資料３から始まります。よろしくをお願いいたします。

市町村合併の推進状況の表がございます。この資料は、本年１０月３日の時点で総務省が作成したものでございます。１の平成１１年度からの市町村合併の実績をごらんいただきますと、１１年３月３１日時点におきまして全国で３,２３２の市町村数でございました。これが１７年１０月３日時点では２,２１３、さらに１７年３月３１日までに合併申請を行った、今後合併を予定しているところを含めると、平成１８年３月３１日までに全国の市町村数は１,８２２に減少するということになっております。右側の方に太い矢印で示されておりますが、７年間で１,４１０、率にして４３.６％の減少となるわけでございます。また、下の方、合併件数等のところでございますけれども、合併件数は全国で５８１件、合併関係市町村数１,９９１団体ということで、右の方に円グラフがございますが、１１年３月３１日の３,２３２の市町村のうち１,９９１、６割を超える市町村が合併するというところでございます。

続きまして、次の１０ページをお開きいただきたいと存じます。都道府県別に見ました合併の進捗状況でございます。左から、都道府県名、１１年３月３１日の市町村数とその内訳、１８年３月３１日の市町村数とその内訳、そして減少率、こういうふうな表になっております。一番下の欄が、先ほど申しました全国のトータルでの３,２３２と１,８２２、４３.６％の減少ということでございます。本県の欄は下の方に太線で囲ってあります。９市２８町７村の４４市町村が９市１９町３村の３１市町村となり、減少率は２９.５％でございます。減少率の高いところを見ていきますと、１０幾つ上になりますが、広島県７３.３％、その４つ下に愛媛県７１.４％、さらに４つ下に長崎県７０.９％、こういった７割を超える高い減少率のところもございます。また、右側の方の表の一番上に１８年３月３１日における１万人未満市町村が示してございます。一番下をごらんいただきますと、全国では４８９の団体、構成比が２６.８％ということでございます。本県の１万人未満は１１町村、構成比が３５.５％で、構成比で言いますと全国で１０番目の高い数値ということでございます。

なお、ここであえて触れておりますのは、後ほど資料５のところで説明いたしますけれども、総務大臣が定めました基本指針の中で、都道府県が作成する構想の対象の一つとして、「１万人未満を目安とする小規模な市町村」というのが掲げられているところでございます。

それから右側のページ、横向きになっておりますけれども、こちらはその減少の状況を地図に濃淡をつけて表示したものでございまして、一番濃いのが５０％以上の減少となった県をあら

わしているところでございます。

以上が全国の市町村合併の状況でございます。

続きまして、県内の市町村合併はどういう状況だったかということでございます。次の13ページをごらんいただきたいと思います。まず資料4で、県における市町村合併の取り組み状況についてまとめております。この表は平成12年度から17年度までの各年度ごとに、「国の動向」「県の取組」「市町村の取組」の主な動きを掲げたものでございます。

まず、平成12年度でございます。国で地方分権一括法が施行されまして、地方分権が実行の段階を迎えることとなりました。さらに12月には、国が行政改革大綱を閣議決定いたしまして、自主的な市町村合併を積極的に推進していくとされたところでございます。こういった背景のもとで、右側の「県の取組」では、市町村合併推進要綱を12月に策定いたしました。その中で4つの類型、合計20の合併パターンを示して、それぞれの市町村に合併の検討を促したところでございます。

また、その下の13年度の欄でございます。「県の取組」といたしまして、知事を本部長に、副知事、出納長、各部の部長を構成員といたします宮崎縣市町村合併支援本部を5月に設置いたしております。全庁的に市町村の合併を支援していくとしたところでございます。また、その右側、各市町村におかれましては、県内44の市町村が地域別に9つの合併研究会を立ち上げられまして、合併についての調査研究が行われたところでございます。

平成14年度になりますと、右側の「市町村の取組」の欄でございますが、40の市町村が11の任意の合併協議会に参加されたということでございます。左の方に戻っていただきますと、国の方では、13年度に合併支援プランを策定したのを受けて、14年度にこれを改定し、さらに充実させたところでございます。

その下、平成15年度でございますが、県の方では、組織改編によりまして、それまで地方課（現在の市町村課）で行っていましたが市町村合併の取り組みを強化するために、新たに市町村合併支援室を設置いたしますとともに、4月には、国の合併支援プランを踏まえて、県独自の支援策を盛り込みました県の支援プランを策定して、全庁挙げての合併支援をしていくこととしたところでございます。また、その右側「市町村の取組」といたしましては、地方自治法に基づき設置された協議会として、9つの法定協議会と12の任意合併協議会に43の市町村が参加して協議が行われるなど、合併に向けての市町村の検討、協議が本格化してきたところでございます。

さらに、16年度になりますと、「国の動向」の一番上のところ、合併関連三法が成立いたしております。詳しい内容は時間の都合で割愛させていただきますけれども、地方自治法の改正、旧合併特例法の改正、そして合併新法の制定、この3つの改正法が成立したところでございます。また、右側の「市町村の取組」の欄でございますけれども、県内15の法定合併協議会に31市町村が参加いたしました。その中で合併についてのさまざまな協議がなされまして、最終的には、6地域、19市町村から知事への合併申請、廃置分合申請がなされたところでございます。

なお、17年度のところでございますが、「市町村の取組」の欄でございます。19市町村について合併申請がなされておりますが、これについて5月26日と9月2日の2回にわたりまして総務大臣の告示が行われ、それぞれの合併が確定したところでございます。現在、まさに来年1月から3月のそれぞれの合併に向けて準備作業が鋭意行われているところでございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方では、今申し上げました地域別、市町村別の任意・法定協議会の設置状況について簡略化してまとめたものでございます。これは、県内の8つの地域について、各市町村の合併に関するさまざまな協議会への参加状況を北から順に地域ごとにまとめて図にしたものでございます。まず、一番上の任意協議会の欄をごらんいただきますと、延岡・三北地域では、延岡市、北方町、北浦町、北川町の1市3町による任意合併協議会が設置されまして合併についての協議がなされたところでございます。以下、網かけをずっと縦にしてございますけれども、それぞれの地域で各市町村が任意で協議会を設置していろいろ検討を始められているところでございます。なお、綾町と都城市につきましても、それぞれの地域の協議会にオブザーバー参加されているところでございます。ごらんいただきますように網かけが続いているところ、続いていないところございますが、その後、法定協議会に移行した地域もありますれば、至らなかったところもあります。また、途中で法定協議会に参加されたところもありますし、途中で抜けられたところなどさまざまな動きがあったところでございます。そういった経緯を経まして、最終的には、先ほど申し上げましたように6地域、19市町村が合併を決定され、知事への合併申請が行われたということでございます。

それらの結果を県内地図に落としましたのが、次の15ページにお示ししております市町村合併予定地図でございます。これは平成12年の国勢調査によるものでございますが、合併後の人口と面積、合併予定期日を示しているところでございます。来年1月1日には宮崎市と都城市、上の方にピンク色で塗っております美郷町、この3つが誕生いたします。さらに、2月20日には右上の黄色のところの延岡市、2月25日に日向市、そして3月20日に小林市という新しい市が誕生するというところでございます。

以上、旧法下での全国、本県の市町村合併の状況について説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

会長 ただいま事務局からの説明がございました内容につきまして、委員の皆様、何か御質問はございませんでしょうか。

御質問がないようですので、以上で議題(2)の説明は終わりたいと思います。

ここで5分ぐらい休憩というふうになっていたんですが、議事の進行が早いので、もう少し行こうかと思いますが、よろしいですか。

それでは続きまして、議題(3)の合併新法及び基本指針の概要について、議題(4)の合併新法に基づく今後の取り組みについて、この2つの議題をあわせて御説明お願いしたいと思います。

橋口室長 それでは、引き続き説明をさせていただきます。

会議資料の17ページをお開きいただきたいと思います。資料5の合併新法と基本指針の概要についてでございます。

まず、1市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法について御説明を申し上げます。

(1) 合併新法の有効期間といたしまして、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの

5年間の時限立法となっておるところでございます。

その新法制定の目的を、その下の(2)に掲げております。第1条に、地方分権の進展や生活圏の広域化、少子高齢化といった経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備確立のために、自主的な市町村の合併の推進によりまして市町村の規模の適正化や合併市町村の円滑な運営確保などを図ることによりまして、市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにする、このように規定されているところでございます。

また、下の(3)旧合併特例法との比較を掲げております。順次申し上げていきます。市町村の合併は自主的に行われるものであるという基本的な立場は維持されております。また、合併に関する障害を除去していくための特例措置は残されております。ただし、合併特例債という旧法での手厚い財政支援措置は廃止をされております。これについては後ほど改めて触れたいと存じます。それから総務大臣が定める基本指針に基づきまして、都道府県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成し、市町村合併を推進することとされております。また、合併協議会の協議が整わないときには、知事が市町村合併調整委員を任命して、あつせん、調停を行わせることができることとされております。さらに、知事が、合併構想作成後に合併協議会が設置されない場合には、協議会を設置するようにしていただくように勧告をしたり、あるいは合併協議会を設置しても協議がなかなか進まない場合には、協議を推進していただくように勧告できることとなっております。この5つの点が合併新法の大きな特徴となっているところでございます。

18ページをお開きいただきたいと存じます。そこで、基本指針の根拠として、新法の58条におきまして、「総務大臣は、第1条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(基本指針)を定めるものとする」と規定されておりました。基本指針には次の事項を定めることとされております。自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項、県が構想を定めるに当たりよるべき基準、この2点を定めることとされてございます。

次の構想の作成でございますけれども、県が定めます構想については、59条で、基本指針に基づき自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象に構想を定めるものと規定されておりました。下に掲げてございます。自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項、市町村の現況及び将来の見通し、自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組み合わせ、自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置、以上の4点を内容として定めることとされてございます。

また、その下にございますように、都道府県は、構想を定め、変更しようとするときは、あらかじめ市町村合併推進審議会の意見を聞かなければならないとされておりますことから、今回、皆様方にその委員をお願いして、それぞれのお立場からの御意見を賜りたいと存じているところでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。ここからが、5月31日に総務大臣から示された新法に基づきます基本指針の概要をまとめたものでございます。基本指針は、先ほどその根拠のところの説明いたしました法律の二つの柱立てがございました。一つは合併推進に関する基本的な事項と、県が構想を定めるに当たりよるべき基準、この二つの柱立てで構成されておるところでございます。

まず、(1) 基本的な事項についてでございます。「ア合併を推進する必要性」といたしまして、旧法下での市町村合併は、先ほど申しましたように全国で3,232が1,822になるなど成果を上げてはいる。しかし、地域ごとの進捗状況には差異が見られる。また、地方分権の一層の推進、人口減少社会や広域的行政への対応などの要請に応えるためには、枠でくくっておりますが、「合併新法のもとで、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を推進していく必要がある」とされているところでございます。

そこでの新しい視点といいますのは、次の「イ新法における市町村の合併の基本的な考え方」というところで述べてございまして、まず、都道府県が自主的な合併に関する構想を作成して、その構想に基づき合併協議会の設置等の勧告を行うことができることとなっておりますことから、枠で囲っておりますように、「自主的な市町村の合併を進める上で、都道府県は従来にも増して重要な役割」を担うこととなるとされているところでございます。また、合併特例による地域自治区や合併特例区の制度の活用、これは先ほど合併関連三法制定のところでも御説明いたしました。16年の5月に合併関連の三法が制定されたわけですけれども、その際に、住民自治の充実強化の観点から新たに創設された制度でございます。こういったものを活用できること。さらには、で合併の障害を除去するための特例措置は継続されていることが示されております。

なお、ここに普通交付税措置、合併補正いろいろ書いてございまして、簡単に申し上げますと、合併補正と申しますのは、合併後に電算システム統合等の臨時的増加経費がございまして、こういったものを交付税の中で加算していく措置でございます。それから合併算定替は、合併いたしますと、スケールメリットといいますか規模の拡大に伴って経費が効率化され経費が節減できるということですが、それにはやはり年数がかかる。そういった実情を勘案して不利にならないように算定に特例を設けるものでございます。それから地方税の不均一課税とございますが、例えば税率の高いところと低いところ、あるいは税がかかっていないところ、そういった2つの市町村が合併すると、税の低いところの人たちが高くなる、それでは合併したくない。そういったことも現実でございますので、合併後の5年間については合併前の低い税率を適用して不利にならないように取り扱う、簡単に言えばそういうことでございます。それから議会議員の在任に関する特例でございますが、例えば編入合併の場合に、編入される側の議員は、基本的には何も措置がなければ失職してしまう形になるんですけれども、それだと地域の代表が全くなくなるということでいろいろ支障が出てくる。そういったこともあって、合併後、旧市町村の議員は残任期間は編入先の議員でいることができる、こういった在任特例等が用意されている。そういったものが、合併障害を除去するというところで継続されているものでございます。それから、合併特例債というのは起債、借入金ですが、元利償還金の7割を後年度の交付税で措置する、実質的には3割の負担で済むということで有利な起債と言われております。合併後10年間は合併に必要な事業の財源としてそれを充てることできるという措置でございます。これは旧法下で設定されておったんですけれども、合併新法のもとではこの部分については廃止がされております。ちょっと長くなりましたけど、そういったものがございまして、

続きまして、「ウ政府における市町村合併推進のための措置」といたしまして、広報・啓発、情報提供や政府の市町村合併支援本部における連携措置、こういったものが掲げられておるところでございます。

20ページをごらんいただきたいと存じます。2つ目の柱でございます、(2)県が構想を定めるに当たりよるべき基準ということでまとめてございます。まず1点目、「ア審議会の設置といたしまして、「県は、新法に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会を速やかに設置し、構想作成について十分審議・検討を行うこと」とされているところでございます。

そこで、県が構想内容としてどのようなものを盛り込むかということでございますけれども、法律に規定されました4つの柱立てに沿いまして事項が示されているところでございます。自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項といたしまして、県内の市町村の望ましい姿、また、自主的な市町村の合併の推進の必要性、さらに、合併推進に当たっての都道府県の役割等、こういったものについての県の基本的な考え方などを示すこととされております。次に、自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするために、市町村の行政運営、財政状況の現況、また、人口や高齢化の今後の見通し等について示すこととされております。そして、これらを踏まえまして、おおむね次に掲げる市町村を構想対象としてその組み合わせを示すこととされております。その1つ目が、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村。2つ目が、50万人以上の指定都市、30万人以上の中核市、20万人以上の特例市等を目指す市町村という類型がございます。3つ目が、おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村ということで掲げられておるところでございます。なお、3つ目の人口1万未満につきましては、地理的条件、人口密度、経済事情、あるいは旧法下での合併の経緯等を考慮することとされているところでございます。最後の 都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要な措置を示すこととされているところでございます。

以上が合併新法と基本指針の概要でございます。

なお、別とじにいたしております参考資料をお配りいたしておりますが、ただいま御説明いたしました部分に関係します条文ないし通知文を掲載してございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、次の21ページでございますが、資料6「合併新法に基づく今後の取組について」という資料がございます。

この資料は、本年6月16日に開催いたしました県の市町村合併支援本部会議のものでございます。

1の基本方針にありますように、県といたしましては、市町村合併は市町村の行財政基盤を強化する有効な方策の一つであることから、合併新法のもとで引き続き自主的な市町村の合併を推進していくことを確認したところでございます。また、2にありますように、国の基本指針に基づき、構想の作成について検討していくこととし、さらに、3にございますように、構想作成に際し、意見を聞くこととなる市町村合併審議会を設置いたしまして、市町村の現況、将来見通し等を十分踏まえた上で審議・検討を行っていくとしたところでございます。

以上、合併新法、基本指針、そして県の今後の取り組み方針の概要について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。長い説明でございましたが、核心の部分の説明があったかと思っておりますけれども、ただいまの事務局からの説明内容につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。

委員 20ページの の1ですが、「生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村」ということでの構想をつくるんでしょうけれども、例えば、旧法で合併がなかなか進まなかった。宮崎は全国的にも非常に合併が進んでいない。数字が出ているわけですけども、「望ましい市町村」ということでこちらの方で構想を作ってもなかなか実現的に難しい面も出てくるのであって、この辺はどういうふうに今後推進していこうとするのか、この辺が非常に大きな問題になるのではないかと思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

会長 なかなか現実的に難しい問題が生じていて壁にぶつかっているということがある程度わかっているのだけど、どういうふうにそれを考えるかということですよ。事務局いかがでしょうか。

橋口室長 これにつきましては、先ほど経緯の中でもいろいろ触れましたけれども、いろんな形でこれまで合併についての議論はございました。そういったものも当然、それは一定程度生活圏域というものをベースにしながら議論をされてきたというのは当然でございます。そういうことがベースにあるわけございまして、そういうものを当然ベースにしながらも、なおこれから現在の市町村の姿というのが、果たしてこういう生活圏域を踏まえた行政区域の形成という観点からそれで十分なのかどうか、そういった観点から、再度そこを十分検討した上で、そういうくりでできるものはまた再構成していくというふうなことで、その辺についても、また私どもが委員の皆様方のいろんな御意見を承りながら、そのあたりを再構成すべきものはしていけないといけないのかなというふうに考えているところでございます。

会長 今のお答えでよろしゅうございますか。

委員 なかなか難しい問題がありますので、そういうことだろうとは思いますが。

会長 ほかにございませんか。

委員 17ページですが、旧法との比較の のところですが、市町村合併調整委員を任命して調停を行うという御説明が先ほどあったんですが、ちょっと聞き漏らしたものですから、もう一回、どういう場合にこの調整委員というのを任命をするのか。その辺をちょっと御説明をいただきたいのですが。

橋口室長 先ほど通り一遍の説明になってしまいましたけれども、これにつきましては、基本的にはその地域の合併協議会からの「あっせん調停してほしい」という要請があった場合に、それについて知事がその調整委員を定めて派遣するという仕組みになっております。

会長 ただいま山崎きよ子委員がお見えになりました。

(山崎委員着席)

委員 数点確認というか説明を求めたいことがあります。

1つは、今回の新法下の審議につきましては、道州制を見据えてやるのかやらんのか。どうなるかわからないのですが、もし道州制を見据えてやるのであるならば、相当強力でやらなければ県庁がなくなることを想定してのことですから、相当強力でやらなければいけません、今回は別に道州制は見据えない形でやられるのかどうか、これが1点です。

それから、以前の合併のときに議論があったときに、合併によらないで、主要な業務と申しますか、県が代行して半人前の自治体になるような感じだったんですけど、県が主要な業務を代行して、残りの住民サービスだけをその市町村がやるといった議論がありました。それが消えてしまったのかどうか、これが2点目。

3点目は、会議資料の20ページ、市町村の行政運営、財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等というのがありますが、合併を考える大きな一つの物差しになるのは、今回、旧法で合併しなかった市町村ですけど、10年先、20年先のおたくの自治体こうなりますよという財政シミュレーションとか、あるいは人口がどんな形で10年先、20年先減っていくとか、そういった合併しなかった市町村の先の姿を明示するシミュレーションですけど、それがやっぱり大きな判断材料になると思うんですけど、ここで書いてあるのは、このシミュレーションを市町村ごとにやって公開されるという意味なんでしょうか。私は、それが非常に住民にとってはわかりやすい判断する材料になると思うので、ぜひやるべきだと思うのですが、そのことが3点目。

4点目、これは県の見解を聞きたいのですが、今回は新法から特例債がない合併ということになります。私は、宮崎市は旧法での合併のときに、合併をするなら責任ある合併をしなくちゃならん。編入させていただいた町民に喜んでいただけるためには、ハード・ソフトの行政サービスを宮崎市並みに上げる必要がございますので、やっぱり合併特例債がなければ責任持てないというふうに言ってきました。そんなふうに言ってきましたら、あるところから、「市長は志が低い」とか言われるんですけど、私は責任ある合併のためには、特例債が絶対必要だという考えで今日までやってきました。そして、今回3町が合併するんですけど、うちは特例債を組みまして700億円、10年間で投資余力が出るということで、その7割か8割か忘れましたが、3町に振り分けて、3町の皆さんの行政サービス、ソフトもあるんですけど、下水道とか道路整備とか箱物をつくるという新市建設計画で3町の皆さんに喜んでもらえるような事業をすることになります。今回の新法の場合、合併に伴うプラス分と交付税の補正分ぐらいだと思うんですけど、今後合併するとなると、そういう言葉はあれですけど、大判振る舞いはできないわけですよ。旧法下で合併した町は、宮崎市から言わせてもらおうと、劇場で言うとS席ぐらいに座れると思うんですけども、新法下の特例債のない合併だと、後で来られた町は新しい宮崎市のA席かB席か、立見席とは言いませんが、かなり差が出るんですよ。私は、同じ市民の間に、旧法下で合併した町と新法下で入ってきた町が、地域によって格差があるというのは、市長としては非常に耐えられないわけです。同じサービスを後から来た町にもすると申しますと、相当財政が痛んできますので、簡単に私はこれ以上の合併というのは難しいと思っています。ためらいがあるというか……。だから、そこで、今回も自主的な合併と書いてあるんですけど、この知事さんのあっせん勧告ですか、これは自主的合併なのかなと。今回の合併は

非常に宮崎市としては二の足を踏まざるを得ないので、あんまり勧告なんか発動してほしくないと。本当に自主的な合併という建前を貫いてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

会長 ありがとうございます。4点ぐらいの御質問だったと思いますが、お答えをお願いします。

村社部長 それでは、ちょっと交代したいと思いますけれども、最初の道州制を前提にしたものであるかという御質問でございますけれども、これはそういったものではないというふうにお答えしたいと思います。

まず、住民の身近な基礎自治体であります市町村、これの行財政基盤の強化を図っていくということの中で、この市町村合併を進めるものだというふうに思っておりますし、こういった市町村の合併が進んでまいりますと、その先に道州制という問題が課題として出てくるというふうに思っているところでございます。

それから、先ほどの27次の地制調で出されました小規模の自治体の権限の代行とか、それから垂直とか水平とかありますけれども、そういった問題につきましては、現在28次の地制調の中で引き継がれておりますけれども、これはまだ議論の最中でございます。

橋口室長 3点目でございますが、今後、市町村ごとに合併を検討するときにお示しするものとして、市町村の財政状況とか人口の推移、将来の姿、こういったものをどの程度どういった内容でお示しするか、あるいはそれを、ここは公開の場に基本的になっておりますけれども、どういうふうな取り扱いをするのかという御質問だったかと思うのですが、御趣旨のように、そういった資料というのをお示しするというのが県民の中でいろいろと合併についての議論を深めていく上で非常に大切な要素であると考えているところでございますが、今後、これについてこの審議会の中で、私どもがどこまでそのあたり分析できるかという能力の問題もございまして、そういったものを見ながら、今後どういった形で取り扱っていくのか、それについては、先ほどの御意見も賜りながら十分取り扱いについて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどございました新法下で合併特例債なしでの合併ということで、これが旧法下で入ってきたところ、合併されたところ、新法下で合併するところ、これについていろいろ地域として格差が出るのではないかと、そういった意味で、今後の合併についての判断というのはなかなか難しいのではないかと、そういったことがあったかと思っておりますけれども、これにつきましては、総務省の方も基本的な、今回の新法の制定の背景になっております27次地方制度調査会、こちらの方での答申の中で合併特例債というものは新法下では今後はもう発行すべきではないということで意見を出されておりますので、そういったものを背景として今回落とされたこと、それには当然国、地方を通じての財政状況の厳しさというものがあるというふうに言われておるところでございます。そういった中で、一応基本的には先ほど説明いたしましたように、特例債については廃止をされたところでございますけれども、なお、今回8月に国の方で支援策、新市町村合併支援プランというものが出されておりますが、その中では合併した新市町村のまちづくりのための事業に対する財政措置として、一定のそういうまちづくりに必要な事業の経費

に対して財政措置を行うと。ただ内容はまだ固められておりませんが、そういった中で、国としても限られた範囲ではあるけれども、何らかの支援を現在検討されているというふうなところでございます。そういったことで御理解いただければなというふうに思っておるところでございます。

委員 お答えがないんですが、私ども今回の合併、3町とスタートするんですけど、やっぱり特例債のある合併と特例債抜きとの合併では相当の格差が出ます。先行して入った町と万が一後から宮崎市に入ったところ、確実に格差がつきますので、そこに耐えられないわけですよ、市長としては、市民の中にこんな差をつけるというのは。だから、あんまり新法下の合併について宮崎市としてはちょっと二の足を踏まざるを得ないので、あんまり強制はしてほしくないなという市の立場だけ申し上げました。

会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

委員 この審議会で、18ページの構想の作成の3番目、自主的な市町村合併に係る構想対象市町村の組合せ、今後、この後で今後のスケジュールというのは案が出されますけれども、あと何回かの審議会の中で、具体的な組み合わせというものもここで協議すると考えてよろしいんでしょうか。

橋口室長 今日のところは審議会の皆様方で今後、いろんな形で御検討いただく上でのいろんな基礎的・基本的な情報というものをお示ししているだけでございまして、後ほどまた今後のスケジュールのところでも御説明いたしますけど、さまざまな形で、構想についてはこれは県が定めるわけでございますけれども、その県が定める構想の中では、先ほど4つ骨組みを申しましたけれども、それぞれについて県の方でももちろん定めてまいります。それを言ってみれば骨子なり素案なりあるいは原案なりでいろんな形でお示しして、委員の皆様方でいろんな意見を交換していただいて、その上で県として決定していくということでございまして、そのいつかの時点では、いろいろ御審議いただいた意見を踏まえた上で、組み合わせも当然お示していけないと構想はできませんので、そういった意味ではお示しして、いろいろ御意見を賜るということでございます。

委員 書いてあることではないんですけども、今まで各市町村が合併協議会をやってきました。一生懸命金も使い、時間も使い、人も使いして協議してきた過程は聞いております。ですが、最終的なところで議会が決定機関であって、協議会は決定機関ではないというような一言で、ずっと積み上げられた意見も議会で一度にひっくり返されたというような状態も聞いております。私たちとか住民とかいろいろ勉強をしたり、意見を闘わせたりしておりますが、要は、議会に対してどうこれを理解を得ていくのか。私たちは財政を協議してみても、どうすることもできないんですよ。財政をシミュレーションできるのはやっぱり議会だろうと思うのですよ。ですから、そこ辺のことをどうやっていかれるのか、私たちどうしようもないような気がするんですけど。

橋口室長 まさにこの法律の前提としております自主的な市町村の合併ということともかわってくるわけですが、県の方でいろいろと構想を示しましても、先ほど勧告の話が出ましたけれども、知事の方で、これが必要だ、これをやっていただいたらどうですかということで、勧告も合併の勧告というのはございませんので、あくまでも合併の話し合いをしていく協議会の設置勧告とか、あるいは協議会がなかなか進まない場合は推進勧告というふうなことで、合併そのものを勧告するわけではございませんので、あくまでも自主的な市町村の合併ということでございまして、そういった中で今の自治法なり自治の制度の中では、特に合併新法の方でもそうですけれども、やはりそこは最終的には議会の方で合意が得られない限りは、今の民主主義の基本的なシステムでございますので、それはなかなか難しいわけでございます。で、おっしゃっているように、そこをどういうふうにしていくのかということでもありますけれども、県としても、こういった審議会でのさまざまな議論の状況を、当然県のホームページでもそうですし、いろんな形で発信してまいり、そういった御意見、それぞれの個別の市町村である場合もありますし、全体としてこういう御議論ですよというところはしっかりお伝えできるようにしておきたいと考えておりますし、もしこれが構想としてまとまった後についても、私もそれからまた次のステップの仕事になってまいりますけれども、鋭意その辺についての構想の中身についての説明をそれぞれの市町村あるいは地域にお伺いして、十分説明してまいるといって考えているところでございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 私たちが一番聞きたいのは、合併しなかった町村の理由なんです。どういうことが理由として挙げられるのか。合併協議会を進めていてやめたところもあるし、議会がもちろん否決したところがあるし、いろんな過程を踏んで現在に至っているわけなんですけど、その理由として一体どんなことがあるのか知りたいと思います。私は婦人会ですけど、全国の大会に行ってみますと、どんどん合併が進んでいて、その中でいろんな民主団体の活動も活発化しているんですけど、宮崎どうですかと言われて、私、何も言えなかったんですよ。なぜ宮崎こんなにおくれているのかなと悲しい思いもいたしましたけれども、宮崎の人は何を求めているのか、何を理由としているのか、しっかり探って教えてほしいと思います。

橋口室長 個別のところでは申し上げるのはちょっと控えたいと思いますけれども、やはり一つには大きな制度的な意味での、例えば住民投票の結果で判断されたところもございまして、それを受けてやられたところもございまして。あるいは住民のアンケート調査的なもので意向をいろいろ聞かれて、やっぱり合併するというのは住民は望んでいないのだなというふうな形で把握されているところもございまして、それ以外に議会の雰囲気として、別に議決をしたわけじゃないんですけど、議会にいろいろ話してみる限りでは、ということもあつたやに聞いておりますし、そこはそれぞれの市町村のそれに至るまでの経緯の中で、それぞれこれまでの5年間の中で首長さん方、いろんな中で御判断いただいた事情があつたものと考えております。

会長 また個別の事例の中でも具体的に出てくるだろうと思います。よろしいでしょうか。

村社部長 ちょっと発言してよろしいでしょうか。今お答えしたところなんです、本県の旧法での合併を見ても、比較的期限が近まってからの議論が多かったように思うのです。新法は今始まったばかりですけれども、ある程度時間をかけて住民の皆さんに十分情報提供して理解をいただくということが大事なんだろうと思います。旧法でのいろんな合併がうまくいかなかった中で、先ほど言われましたように、首長さんが議会に議案を提案して可決しなければ合併は進まないわけですが、こういった団体自治の問題と住民自治の住民の皆さんの意見とが対立するといいますか、うまく調整がつかずに、そういった合併が最終的にはうまくいかなかったという例も多々見られたと思います。ですから、自治体におきましては、十分住民の皆さんに情報を提供して、時間をかけて、そして御判断いただくという努力も必要だろうと思っているところでございます。

委員 先ほど、議会の議決というのが、例えば全体の枠組みを壊しちゃったと。だから、議会の動きが住民の動きとかけ離れた状況で判断されて、合併協議会が頓挫するとかいう例があったということで、中身がわからないというお話もございました。

都城・北諸合併協議会の状況を説明いたしますと、参考になることもあろうかと思えますけれども、我々、法定合併協議会をセットするに当たりまして、その前にここに資料にありますように、北諸県5町で任意の合併協議会を構成されておりまして、私ども都城市はオブザーバーという形でしか入らせていただけませんでした。それから法定協に移行するに当たって、我々議員団、市議会議員は、何が条件だったかといいますと、北諸県の4町の方からの意向が、合併は対等でなければだめなんだという前提がありまして、我々都城市議団は、それぞれ議員個別にそれあたりを判断いたしまして、対等合併で法定協を構成するに当たりましては了とするということで、法定合併協議会に都城市は臨みました。そういうことですから、最初から13万の都城市と4町、三股町さんは途中で自立ということで加盟されませんでしたけれども、多いところで1万数千人、1万人ないところもありますけれども、お互いに対等ということで合併協議会を構成して事を進めてまいりまして、先ほど宮崎市さんと同じように、来年の1月1日が合併の期日ということで動いております。でありますので、当然対等合併でありまして、議員の扱いをどうするかというのが非常に住民の皆さん方の注目の的になっているというのは、過去、全国あちこちで起こっている事象はそのとおりで御存じであると思っております。例えば、在任特例を使われるにしても、最長2年間はその合併する自治体の議員さんたち全部を新しい市の議員さんとして抱え込まなきゃならんという具体例もあります。ところが、対等合併ということで、我々は在任特例も選ばない。少なくとも設置選挙ということで合併した期日から50日以内に選挙をやるという手法をとりまして、対等合併の中でその部分を構築しまして、1月1日から50日以内に設置選挙ということで在任特例はございませんで、当然設置選挙に関しましては、法律上20万未満の都市ですので、法令下では34名が議員定数でございます。従前の議員の数は、市議会議員、町議会議員含めまして合計92名、それが法律上新しい人口17万2,000になりますけれども、法令上は34名が法令定数になります。そこで、合併に基づく特例を運用しました場合に、最初の選挙だけは34名の倍の定数まで選択できるということで、68名までは

運用できたわけなんですけれども、92名の議員さんを68名までは縮めても構いませんよと。ところが、68名まで縮めるに当たった場合には、それぞれ市議団も町議団の皆さんも、68名という議員を選んだ場合、やっぱりこれはだめだ、多過ぎるということで、その数をぐっと42名まで縮めてお互いに数を認識し合ひまして、最初の選挙だけは34名プラス8名ということで、8名だけ特例を運用いたしまして、合計42名で選挙するというので、議員団の皆さんがいろいろ汗をかきながらやったというのは、市民の皆さん方にはある程度認識してもらったところもあろうかと思っております。その点でスタートの時点が違った部分が、なかなか後の合意を形成し得なかった部分があるかと思っておりますけれども、幸いに都城北諸の合併協議会はそういう形で、議員の扱いについては運用ができることになりまして、当然12月31日をもちまして、我々はすべて市町対等合併ですから、特別職はすべて失職でございますので、当然私たちは12月31日をもって失職いたしまして、次の合併に基づく50日以内の選挙が行われまして、その選挙で当選が確定するまでの間は、一切議員歳費も何もございません。それだけは了解していただきたいと思っております。そういうことで我々は12月31日で、選挙までは一切の報酬も何もなし、ただの市民と一緒にございます。そういう選択をしたところでありますので、御報告だけ参考になればと思っております。

会長 ありがとうございます。今のお答えはよろしいですね。

委員 例示として示したわけでございます。

会長 まだ 御議論もいろいろあろうかと思うのですが、お茶の用意がしてあるようでございますので、ちょっとここで5分休憩して、もう少し残り時間質問を受けたいと思います。

( 休 憩 )

会長 議事を再開したいと思います。

議題の(3)(4)の質疑応答が続いておりました。この後、もう一つございますが、時間は大体3時半までに終了ということで予定しておりますので、もう少し時間がございませうが、御意見、御質問ございましたらどうぞ。

委員 意見というよりも気持ちです。第1回目の合併の推進が終わって、きょう2次の合併に向けた審議会がスタートするわけですが、今御意見が出ている中で、私なりに感じるのは、例えば行政当局さん、先ほど市長がおっしゃるように、今から合併するのは非常に悩んでいると。というのは、今まで合併して、お互いに合併効果が出た。それと同じように、2次の合併市町村にそれなりのメリットが出るという手続なり手法はなかなか難しいというふうにおっしゃいましたが、これから合併を考えると、1次でもいろいろ理由があって参加されなかったわけですね。ましてや今回からスタートする審議に、それなりの効果が上がるような合併

推進、これも当局が議会側と住民の人たちの感情なり効果も違うでしょうし、県なり市町村の皆さん方もそれぞれの情勢によって違うでしょうが、なかなか難しい問題だなというふうに思ったり、今回こういうふうに参加しました審議会の役割というのも違った形でいろんなことが起こるし、大事な会でもあるかなというふうにも思ったりしてありますが、いずれにしても、2次でお国なり県なりが、できれば1次で合併したような全くの同じ方法でないにしても、今回から進められる市町村の皆さん方ほとんどが私は新しい合併された市に参加されるという形式になるだろうと思うのです。そうすると、どういう形で県なり当局なりがそういう情報なり話なりをしていくかという問題について難しい問題だなと思うのですが、これは相当この審議会も個々にみんなで市町村によっての条件が違う内容を議論しながら進めるということを感じておりますけれども、答えはいただくというわけじゃありませんが、今回から進める合併という問題については、大事なことであると同時に難しい問題を含みながらの推進になるんじゃないかというふうに話を聞きながら思うところでした。以上です。

会長 私もおっしゃったことと同じ気持ちを抱いておりますが、これから実際にいろんな話が具体的にになっていく段階で、またそれぞれに応じた議論も出てこようかと思えますし、これは私の全く独断と偏見ですが、もし全国的に新法のもとで進めにくいということになると、また中央の政府の考え方もあるいは変わってくる場面もあろうかなという気がいたします。これ5年間という期間が定められているようでありますので、その辺の変化が全く今のままでなくて、変わっていく部分も考えていいのかなというのが私の希望的な観測でもありますが、今の段階で議論すれば、今、委員がまとめられたようなことではないかと思えます。

これに追加してさらにございますか。なければ、この問題、一応ここできょうは締めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、次にもう一つ、議題の(5)今後のスケジュールにつきまして御説明お願いしたいと思えます。

田代主幹 今後のスケジュールにつきまして御説明いたします。

会議資料の最後のページ、23ページをお開きください。資料7に案を示しております。本日、第1回目の審議会を開催し、旧法下での市町村合併の状況や合併新法及び基本指針の概要等につきまして説明したところであります。2回目につきましては、12月下旬に開催したいと考えておまして、自主的な市町村合併に関する構想の検討の中で、基本指針で示された構想の内容の4つの柱の1つであります市町村の現況及び将来見通しなどを御協議いただきたいと考えております。次に、3回目を来年の1月に、4回目を来年の3月に開催したいと考えております。構想の内容の4つの柱のうち、自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項などを協議していただく予定であります。今後のスケジュールにつきましては、以上で説明を終わります。

会長 第2回は12月下旬となっておりますが、12月下旬というのはみんな忙しい時期だと思えますので、もし予定されている日がありましたら、一応示していただいた方がいいと思えますが。

田代主幹 最後に御説明しようと思ったんですけども、12月22日の15時15分からホテルプラザ宮崎で開催したいと思っております。

会長 ほかに何か御質問等はありませんか。

委員 第2回の審議会の中身についてなんですが、そのときに1回目のエリアの構想のたたき台みたいなものが県の方から出てくるのか。それが2回目なのか3回目なのかを教えてくださいたいと思います。

橋口室長 今回は基本的な情報、知識についていろいろ御説明申し上げたところでございますので、第2回目は、じゃ一体今の市町村の現状というのはどうなっているのか、行政、財政含めて、それから人口、高齢化の見通し、そういったのをどういうふうに見たらいいのかというのを中心にいろいろ議論していただきまして、そういう基本的な論議を踏まえた上で、3回、4回において県としての基本的なスタンスといいますか、方針といいますか、そういったもの、あるいはどこまでできるかわかりませんが、構想、対象市町村、こういったところを構想対象市町村として考えたいとか、そのあたりの素案とか、そういうのを徐々に、私どももまたいろいろ検討を深めてまいりたいということで考えていまして、第2回目については、当面そういう現況、将来見通し、ここを中心いろいろと御意見を賜ればということで考えております。

委員 了解いたしました。そして、第4回までの審議会が本年度ということで書いてありますけど、そこで結論が出ない時には次の年度に入って、再びまた審議会があるかもしれないというスタンスで了解していればよろしいでしょうか。

橋口室長 先ほどの説明では省略いたしましたけれども、この構想といいますのは、まず基本指針、あるいは総務大臣の示した基本指針ないしは審議官通知というのがございまして、その中ではやはり5年間という短いスパンでやるだけに、早目に、可能な限り速やかに構想を策定しなさい。で、それは可能な限り今年度中ということでございますけれども、それは机上でやるわけではございませんで、委員の皆様方のいろんな大所高所からの御意見を賜りながらということでございまして、4回で終わればいいんですけども、年度内というのを念頭に置きながら、鋭意策定に努めていくということで考えております。

会長 ありがとうございます。ほかに御質問ございましょうか。

それでは、この議題(5)のスケジュールにつきましては、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

委員の皆様方におかれましては、いろいろとお忙しいと存じますが、これ以降このスケジュールで審議会を開催してまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で本日皆様に御審議いただく議題の協議は終わりました。

ここで、議題（６）その他ということがございますが、何かございましょうか。御発言ございましたらお願いします。事務局もよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、本日の会議はこれで終了させていただきます。

ここで事務局から連絡があればよろしく願いいたします。

司会 先ほどの次回の連絡でございますが、確認をさせていただきます。

12月22日、木曜日でございますが、15時15分からホテルプラザ宮崎で開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長 確認でございます。それではよろしく願いします。

これをもちまして、私の議長としての本日の役割は終了させていただきます。円滑な会議の運営に御協力くださいませことにありがとうございました。

司会 それでは以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。本日は皆様ありがとうございました。